平成２４年（フ）第７３６号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字小谷140番地　フルールラール102号
債務者　中村工務店こと　中村　慶一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４５号
名古屋市中村区上石川町５丁目25番地の２
債務者　市川　香子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８６号
大阪府四條畷市大字清瀧462番地の３　ベルコリーヌ杉本101
債務者　横本　康孝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８０９号
大阪府八尾市刑部４丁目245番地　ヴィレッジコート201号
債務者　吉田　　格
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９２号
大阪府豊中市蛍池東町４丁目15番30号
債務者　由良　清武
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２３号
大阪市淀川区加島１丁目30番１―305号
債務者　中﨑　達雄
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４４号
大阪府吹田市川園町60番３―903号
債務者　安部田鶴子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５５号
大阪府東大阪市横沼町１丁目12番６号
債務者　宮川　孝司
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５０２号
大阪府寝屋川市点野６丁目８番３―207号、事業所所在地大阪府寝屋川市点野６丁目８番３―207号
債務者　前田運送こと　前田　健三
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１１号
大阪府吹田市山田西１丁目23番A13―707号
債務者　藤村　達夫
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５０号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番14―806号
債務者　受験サポートこと　宮本　新一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１６号
大阪市港区築港３丁目３番１―526号
債務者　小野寺榮二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６４５号
大阪市住吉区苅田９丁目１番21号　五代ハイツ305号、前住所大阪市住吉区我孫子東３丁目13番３―1002号　金山方
債務者　吉田　愛子（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６２号
大阪府茨木市宇野辺１丁目２番314号
債務者　谷本　　勝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３９号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―1022号
債務者　柳井　亮次
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１１号
大阪府箕面市坊島１丁目５番２号
債務者　籔田　純三
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７８号
大阪市東淀川区東淡路１丁目８番25―607号
債務者　榎勢　和生
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部